

盛岡広域振興局長告示第83号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月5日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200067	放課後等デイサービス紫波南さぷり	紫波郡紫波町日詰字中新田227番地1	特定非営利活動法人紫波さぷり	平成24年10月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200067	放課後等デイサービス紫波南さぷり	紫波郡紫波町日詰字中新田227番地1	特定非営利活動法人紫波さぷり	平成24年10月1日